

令和2年度 県立有田中央高等学校(全日制課程)聴講生の募集に関する要項

1 趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、本校の特定の科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

2 聴講の方法

本校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で、社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。なお、授業で実施する実験や実習、レポート提出等を含め、原則として生徒と同様の扱いとします。

3 応募・問い合わせ

和歌山県立有田中央高等学校 担当：教頭・阿形武芳
〒643-0021 有田郡有田川町下津野459
TEL (0737)52-4340

4 募集に関する事項

- (1) 募集期間 令和2年2月17日(月)～令和2年4月10日(金)
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

募集課程	教科	科目	授業日時	受入人数	聴講期間
全日制	農業	果樹	未定 (週2時間)	2	未定

全日制 1限目：8:50～9:40 2限目 9:50～10:40 3限目 10:50～11:40
4限目：11:50～12:40 5限目 13:20～14:10 6限目 14:20～15:10

- (2) 受講開始日時 令和2年5月(詳細については後日お知らせします。)
(3) 科目の内容等

科目名：「果樹」

① 科目の内容

柑橘類を中心に果樹の特性と栽培技術を学習する。

② 受講に当たっての前提条件

果樹の特徴や栽培技術の習得のために座学のほか、季節に応じた果樹の栽培管理実践のための実習を行う。汚れても良い服(作業着など)を準備してください。

③ 目標

果樹の基本的な性質を知るとともに栽培管理の実践を通して理解を深める。

④ 授業計画

1学期

果樹全般についての基本を中心に学びながら、開花から果実肥大などの状態の理解を深める。

2学期

収穫に関する基本を学ぶとともに柑橘の摘果から収穫の実践を行う。

3学期

繁殖法や剪定についての理解を深める。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に在住又は勤務する方で、学習意欲があり、次に掲げるいずれにも該当しない方とします。

- ① 現在、義務教育段階の普通教育を受けている方
- ② 未成年者で、聴講の申請にあたって、その保護者の同意を得ていない方
- ③ 高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- ④ 他の高等学校に在籍している方

(2) 応募方法

「聴講承認申請書」に必要事項を記載し、本校に提出してください。

なお、「聴講承認申請書」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必ず聴講を希望される本人が持参してください。

提出場所: 本校事務室

提出日時: 前記4(1)に示した応募期間の午前9時～午後4時

※ 「聴講承認申請書」の提出に当たっては、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類:(例)住民票、自動車運転免許証、健康保険証等

県内在勤が証明できる書類:(例)勤務地が記載されている社員証等

※ 来校に当たっては、予め電話で連絡してください。

6 聴講の承認

(1) 方法

「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講の承認の可否を決定します。

なお、聴講申請者が受け入れ人数を上回った場合には、抽選で決定します。

(2) 公開抽選の日時

令和 2 年 4 月 13 日 (月) 15:00

(3) 公開抽選の会場

本校応接室(予定)

7 聴講までの手続き及び費用

(1) 聴講の承認の連絡

令和 2年 4月13日(月)以降、聴講申請者全員に結果を連絡します。

(2) 聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法等の説明

令和 2年 4月20日(金)16 時から本校応接室にて、聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法や聴講に当たっての諸注意等の説明を行いますので、出席してください。(当日出席できない方は、事前に連絡ください。また、その場合には日程を調整した上で説明日を設定します。)

(3) 聴講にかかる費用

① 授業料(件の条例で定められている金額です。)

1 単位(週 1 時間)当たり、全日制課程 4,812 円

「果樹(2 単位)」:9,624 円

校長が指定した聴講を開始する日までに納付してください。

② テキスト代等

果樹:1,108 円(教科書代)

※ 請求日から起算して、15 日以内に納付してください。

※ 納付したテキスト代等については、特別の理由がある場合を除き、返金しかねますので了承願います。

8 修了の承認

(1) 認定方法

聴講の出席状況及び実験や実習、レポート提出等を含めた取り組み状況等から、聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について修了を認定します。

(2) 聴講修了書等の発行

本校で聴講を修了したと認められた方には、聴講修了書を交付します。

なお、聴講(修了)証明書の交付に当たっては、県の条例に基づき、手数料(1通 410円令和元年12月25日現在)が必要になります。

9 聴講の承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、聴講の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。なお、この場合、授業料は月割計算(取り消された日の属する月を含む)をします。

- (1) 正当な理由がないのに引き続き1月以上出席しないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により聴講の承認を受けたとき。
- (3) 高等学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本文に反したとき。
- (4) 納期限までに授業料等を納付しないとき。
- (5) 学則及びその他の規則に反したとき
- (6) 高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (7) その他校長が聴講の承認の取消しが必要とみとめるとき。

10 その他注意事項

- (1) 本校敷地内では禁煙です。
- (2) 校内では本校が準備する名札を着用してください。
- (3) 自動車での登校はできません。
- (4) 学校における結核対策として、聴講を承認された方は、1年以内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。